

2018年度 定時株主総会 招集ご通知



2019年6月25日(火曜日) 午前10時



東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室(330区)

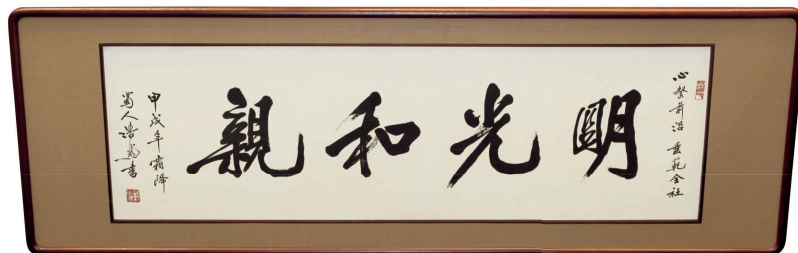
目次

ご挨拶	01
2018年度定時株主総会招集ご通知	02
株主総会参考書類	05
事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

 **明和産業株式会社**

証券コード：8103

ご挨拶



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社2018年度定時株主総会を2019年6月25日(火)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および2018年度の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月
代表取締役社長 大友伸彦



[証券コード 8103]
2019年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
明和産業株式会社
代表取締役社長 大友伸彦

2018年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2018年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 2019年6月25日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております)
- 2.場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）
(裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

3.株主総会の目的事項

- 【報告事項】** (1) 2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

インターネット開示情報

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、紙資源の節約による環境負荷の軽減のため法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiwa.co.jp/>) に掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。会計監査人ならびに監査等委員会が監査を行いました連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

株主総会参考書類、招集ご通知の添付書類及び上記ウェブサイトの記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.meiwa.co.jp/> → 「IR情報」 → 「株式情報」 → 「株主総会」

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日は、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権をご行使いただけますので、株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入し、期日までにご返送ください。

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分必着

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金10円 総額417,632,270円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）は、2018年6月26日開催の定時株主総会において選任いただきました5名のうち、高橋健司氏は本年3月31日付で辞任し、他の4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	地位及び担当
1	再任	おおとも のぶ ひこ 大友 伸彦	代表取締役社長
2	再任	お くび たか し 尾首 貴士	取締役常務執行役員 事業部門管掌兼第二事業部門長
3	新任	よしだ たかし 吉田 毅	常務執行役員 経営企画担当
4	新任	みずかみ たか ゆき 水 上 貴之	常務執行役員 コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長
5	再任	※みなみ とし ふみ 南 敏 文	社外取締役（独立役員） 弁護士
6	新任	※こん の まさ と 今 野 将 人	三菱商事株式会社石油・化学グループフェニックスユニットマネージャー

(注) ※は社外取締役候補者です。

なお、当社「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。

<https://www.meiwa.co.jp/csr/pdf/guideline.pdf>

1. おお とも のぶ ひこ
大 友 伸 彦 (1956年1月11日生) 【再任】

■ 略歴及び地位・担当

1979年 4 月	三菱商事株式会社入社	2012年 4 月	北米三菱商事会社化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント
2001年 4 月	同社フッ素ケミカルユニツトマネージャー		
2009年 4 月	MCI山三ポリマーズ株式会社代表取締役社長	2015年 6 月	当社取締役経営企画担当
		2016年 6 月	代表取締役社長（現職）
2011年 3 月	米国三菱商事会社本店化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント		

■ 所有する当社の株式数

23,800株

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

4年

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である化学品事業に携わるとともに、長年にわたる海外での業務経験により、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。代表取締役就任後は、豊富な経験と幅広い知見に基づき、自ら率先して事業戦略の再構築や組織構造の改革を実現し、経営全般について手腕を発揮しております。当社グループの業績及び企業価値向上に向けて、さらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2. お 尾 くび たか し 貴 士 (1956年6月6日生) 【再任】

■ 略歴及び地位・担当

1980年4月	三菱化成株式会社〔現三菱ケミカル(株)〕入社	2010年4月	同社大阪支社長
1999年5月	三菱化学株式会社〔現三菱ケミカル(株)〕合繊原料カンパニーテレフタル酸事業部グループマネージャー	2013年4月	三菱化学(中国)商貿有限公司董事長兼總經理
2002年11月	三南石油化学株式会社取締役副社長	2015年6月	当社取締役大阪支店長
2007年4月	三菱化学株式会社〔現三菱ケミカル(株)〕ポリマー本部フェノール・ポリカーボネート事業部長	2018年4月	取締役常務執行役員事業部門管掌
		2019年4月	取締役常務執行役員事業部門管掌兼第二事業部門長(現職)

■ 重要な兼職の状況

明和産業(上海)有限公司董事(注1)

■ 所有する当社の株式数

15,800株

■ 取締役会への出席状況

12回/12回(100%)

■ 在籍年数(本総会終結時)

4年

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の主要事業である化学品関連の事業に携わるとともに、当社の重点戦略国である中国についても豊富な経験と知見を有しております。取締役就任後は、大阪支店長として西日本全体を統括し、地域に根差したマーケティングを行い、地場の有力取引先との関係強化やビジネスの拡大を図り、2018年4月からは全事業部門を統括し重点戦略事業の推進を行っております。経営の重要事項に対しても積極的な意見・提言を行っており、幅広い経験や知見を当社グループの業績及び企業価値向上に、さらに寄与することができるかと判断しましたので、同氏を取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3. よし だ たかし 吉 田 毅 (1963年2月15日生) 【新任】

■ 略歴及び地位・担当

1985年4月	三菱商事株式会社入社	2016年4月	三菱商事株式会社汎用化学品第一本部長
2010年3月	同社汎用化学品第一本部ク ロールアルカリユニットマ ネージャー	2017年4月	同社基礎化学品本部長
2013年4月	同社汎用化学品第一本部ク ロールアルカリ部長	2019年4月	当社常務執行役員経営企画 担当（現職）
2015年7月	三菱商事（中国）有限公司 中国化学品グループ統括		

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役（注1）

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である化学品事業に携わるとともに、当社の重点戦略国である中国についても豊富な経験と知見を有しており、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般について手腕を発揮することにより、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4. ^{みず}水 ^{かみ}上 ^{たか}貴 ^{ゆき}之 (1965年1月19日生) 【新任】

■ 略歴及び地位・担当

1989年 4 月	三菱商事株式会社入社	2016年 4 月	同社監査部部長代行兼品質管理チームリーダー
2006年 6 月	MCX Exploration USA Ltd. トレジャラー兼コントローラー	2018年 4 月	同社監査部部長代行兼企画チームリーダー
2009年 7 月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループコントローラーオフィスE&P担当総括マネージャー	2019年 4 月	当社常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長 (現職)
2014年 7 月	同社財務開発部ストラクチャードファイナンスチームリーダー		

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役 (注1)、明和産業 (上海) 有限公司董事 (注1)、クミ化成株式会社監査役 (注2)

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

同氏は、長年の経験により商社の財務及び会計関連業務に精通しているとともに、海外での業務経験等により経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見に基づき、経営全般について手腕を発揮することにより、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5. ^{みなみ}南 ^{とし}敏 ^{ふみ}文 (1947年11月26日生) 【再任】 【社外取締役】 【独立役員】

■ 略歴及び地位・担当

1972年 4月	大阪地方裁判所判事補	2005年 7月	東京高等裁判所部総括判事
1990年 4月	東京高等裁判所判事	2011年 3月	東京高等裁判所部総括判事 兼長官代行
1993年 9月	東京地方裁判所部総括判事		
1998年 4月	横浜地方裁判所部総括判事	2012年11月	同所退官
2001年 4月	東京地方裁判所所長代行	2013年 2月	シティユーワ法律事務所弁 護士(現職)
2002年 7月	徳島地方裁判所長兼徳島家 庭裁判所長	6月	当社取締役(現職)
2004年 2月	京都家庭裁判所長		

■ 重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所弁護士

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

■ 在籍年数(本総会終結時)

6年

■ 社外取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

同氏は、長年にわたって裁判官を務めており、法令に関する極めて高い見識と豊富な経験を有しております。取締役就任後は、法令に関する事項はもとより、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役候補者といいたしました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。同氏は、シティユーワ法律事務所に弁護士として在籍しておりますが、同所と当社との間に取引関係はありません。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏の間で当該契約を継続する予定です。

6. ^こ今 ^の野 ^ま将 ^と人 (1962年2月1日生) 【新任】 【社外取締役】

■ 略歴及び地位・担当

1985年4月	三菱商事株式会社入社	2017年4月	三菱商事株式会社 化学品グループ 新規事業開発部 フェニックス室長 兼 事業開発室長
2004年7月	ACLO Compounds Inc. 取締役社長	2018年4月	同社化学品グループ新規事業開発部拠点政策室長
2013年1月	三菱商事株式会社汎用化学品第一本部新機能商品開発室長	2019年4月	同社石油・化学グループフェニックスユニットマネージャー (現職)
2016年4月	同社化学品グループフェニックス部長兼機能化学品本部新機能商品開発室長		
6月	当社社外取締役		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社石油・化学グループフェニックスユニットマネージャー

■ 所有する当社の株式数

—

■ 社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の化学品関連事業に関する幅広い経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.01%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

- (注) 1. 当社の連結子会社です。
2. 当社の関連会社で持分法適用会社です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の景気は堅調に推移しましたが、ユーロ圏は低成長となりました。また、中国においては米中貿易摩擦の影響もあり成長率が低下し、アジア新興国も輸出の低下等により総じて低成長となりました。一方、我が国経済においては、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の下、当社グループは2019年度までの3ヶ年中期経営計画「Next Stage 2019」を掲げ、ポートフォリオマネジメントを推し進め事業戦略を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、1,546億4百万円と前年同期の9.0%にあたる128億1千万円の増収となりました。また、営業利益は26億3千6百万円と前年同期の31.6%にあたる6億3千2百万円の増益、経常利益については、32億5千6百万円と前年同期の11.6%にあたる3億3千8

百万円の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、22億6千7百万円と前年同期の9.6%にあたる1億9千9百万円の増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は54.29円となりました。

なお、主な要因は以下のとおりであります。

- ・売上高については、全ての報告セグメントが前年を上回ったため、増収になりました。
- ・営業利益については、販売費及び一般管理費が若干増加したものの、売上高の増加により売上総利益が大幅に増加した結果、増益となりました。
- ・経常利益については、支払利息等の増加があったものの、営業利益が増加した結果、増益となりました。

セグメント別売上高及び利益

当社グループのセグメントごとの売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	34,148	24.1%	38,701	25.0%	4,552	13.3%
第 二 事 業	37,418	26.4%	42,436	27.5%	5,017	13.4%
第 三 事 業	67,477	47.6%	70,671	45.7%	3,193	4.7%
自 動 車 事 業	2,162	1.5%	2,385	1.5%	222	10.3%
そ の 他 事 業	584	0.4%	409	0.3%	△175	△30.0%
合 計	141,793	100.0%	154,604	100.0%	12,810	9.0%

当社グループのセグメントごとの利益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	696	26.4%	913	31.0%	216	31.1%
第 二 事 業	794	30.2%	864	29.4%	69	8.7%
第 三 事 業	851	32.3%	902	30.8%	51	6.0%
自 動 車 事 業	370	14.0%	352	12.0%	△17	△4.7%
そ の 他 事 業	△75	△2.9%	△95	△3.2%	△20	—%
合 計	2,637	100.0%	2,937	100.0%	299	11.3%

(注) 前連結会計年度まではセグメント別の業績は「化学品関連事業」「石油製品関連事業」「機能材料関連事業」「合成樹脂関連事業」「機能建材関連事業」「その他事業」に区分して説明しておりましたが、組織構造の変更に伴い業績管理区分を変更したことにより、当連結会計年度から「第一事業」「第二事業」「第三事業」「自動車事業」「その他事業」に区分して説明しております。

なお、事業別の業績については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

【第一事業】

第一事業の売上高は、387億1百万円と前年同期の13.3%にあたる45億5千2百万円の増収、セグメント利益につきましては、9億1千3百万円と前年同期の31.1%にあたる2億1千6百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

- ・電池材料事業は、自動車用などの電池材料が好調に推移しました。

【第二事業】

第二事業の売上高は、424億3千6百万円と前年同期の13.4%にあたる50億1千7百万円の増収、セグメント利益につきましては、8億6千4百万円と前年同期の8.7%にあたる6千9百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

【第三事業】

第三事業の売上高は、706億7千1百万円と前年同期の4.7%にあたる31億9千3百万円の増収、セグメント利益につきましては、9億2百万円と前年同期の6.0%にあたる5千1百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

- ・資源・環境ビジネス事業は、環境関連が前年同期並に推移し、資源関連は好調に推移しました。
- ・樹脂・難燃剤事業は、難燃剤が前年同期並みに推移しましたが、樹脂は低調に推移しました。
- ・医薬関連開発事業は、新規事業の開発に注力しました。

- ・石油製品事業は、潤滑油及びベースオイルが前年同期並に推移し、添加剤は新規取引の実現等により好調に推移しました。また、中国潤滑油事業は、空調機業界及び建機が好調に推移しました。
- ・石油ビジネス開発事業は、新規事業の開拓に注力しました。

- ・高機能素材事業は、印刷材料が苦戦したものの、加工フィルム、化学品原料及び合成樹脂加工品は前年同期並になった結果、前年同期並に推移しました。
- ・機能建材事業は、断熱材が順調に推移したものの、防水資材は低調に推移しました。

【自動車事業】

自動車事業の売上高は、23億8千5百万円と前年同期の10.3%にあたる2億2千2百万円の増収、セグメント利益につきましては、3億5千2百万円と前年同期の4.7%にあたる1千7百万円の減益になりました。

これは主に以下の通り推移した結果によるものです。

- ・売上高は増加したものの持分法による投資利益の減少により、セグメント利益につきましては低調に推移しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2017年5月に2017年度を初年度とする3ヶ年の「中期経営計画 Next Stage 2019」を策定しました。「中期経営計画 Next Stage 2019」では、事業の創出に挑戦し続け、パートナーと共に持続的発展を目指すことをビジョンに掲げ、これを実現するために3つの基本方針を定めました。

- ① ポートフォリオマネジメントの推進
各事業の事業ステージを見極め、ダイナミックに事業ポートフォリオを見直し、成長事業に経営資源を振り向けていく
- ② 事業推進力の強化
事業戦略の推進単位を縦組織主体に転換し、縦の戦略で営業・事業投資を行うことで、事業推進力を強化する

③ 連結経営基盤の強化

連結経営を支える新たな経営システムと組織・制度を構築する

これらの基本方針に基づき、当社の強みである優良取引先やサプライヤー、中国・ベトナムにおける情報網・拠点網や取引ノウハウの蓄積を活かし、アジア市場における需要拡大、取引先やパートナー企業の海外展開の加速を成長の機会として捉え、変化するビジネス環境に対応し成長に向けて事業を変革・推進するとともに、取引先・パートナーと当社の強みを組み合わせた事業投資の実現を図るものです。

「中期経営計画 Next Stage 2019」では、最終年度である2019年度に、以下の目標を達成することを掲げました。しかしながら、昨今の中国等の経済環境の変化を踏まえ、

連結当期純利益については、2019年度の業績予想を、目標値を下回る23.5億円といたしております。

- ・連結当期純利益25～30億円
- ・事業ポートフォリオを最適化し「新たな収益基盤」を創出する
- ・連結配当性向15～20%を基本とする株主還元

当連結会計年度は、基本方針に沿い前年度一年をかけて整備・強化してきた経営基盤の下、新たな組織体制を始動し、事業の拡大に向けて新たな事業投資やバリューチェーンの強化となる打ち手を検討推進しました。全社の戦略推進を担う「事業戦略会議」を軸に重点事業を継続的に推し進め、

当社が強みとする中国での事業を拡大し、また、環境やモビリティ等の成長分野において新たな事業を創出すべく挑戦を試みました。

当社グループは、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるために、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動にご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第97期 2015年度	第98期 2016年度	第99期 2017年度	第100期 2018年度
売 上 高 (百万円)	134,985	134,764	141,793	154,604
経 常 利 益 (百万円)	2,675	3,049	2,918	3,256
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,057	2,297	2,068	2,267
1株当たり当期純利益 (円)	49.27	55.01	49.52	54.29
総 資 産 額 (百万円)	59,224	63,624	73,905	72,150
純 資 産 額 (百万円)	26,273	29,725	32,461	33,277
1株当たり純資産額 (円)	624.34	706.51	771.67	790.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第97期 2015年度	第98期 2016年度	第99期 2017年度	第100期 2018年度
売 上 高 (百万円)	103,843	99,366	100,801	105,941
経 常 利 益 (百万円)	1,728	1,573	1,524	1,675
当 期 純 利 益 (百万円)	1,346	1,141	1,140	1,173
1株当たり当期純利益 (円)	32.24	27.34	27.32	28.11
総 資 産 額 (百万円)	40,316	42,854	49,850	45,947
純 資 産 額 (百万円)	14,793	17,130	18,555	18,519
1株当たり純資産額 (円)	354.22	410.17	444.29	443.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社11社、関連会社5社及びその他関係会社1社により構成されており、電池材料事業、資源・環境ビジネス事業、樹脂・難燃剤事業、医薬関連開発事業、石油製品事業、石油ビジネス開発事業、高機能素材事業、機能建材事業、自動車事業を主たる業務とし、さらに各事業に関連する各種のサービスを事業内容としております。

区 分	主な事業	事業内容及び主な取扱商品
第 一 事 業	電池材料事業 資源・環境ビジネス事業 樹脂・難燃剤事業 医薬関連開発事業	電池材料 レアアース・レアメタル、環境関連 合成樹脂・難燃剤 原薬・医薬中間体
第 二 事 業	石油製品事業 石油ビジネス開発事業	潤滑油、ベースオイル、添加剤 海外事業開発
第 三 事 業	高機能素材事業 機能建材事業	化学品原料、印刷材料、合成樹脂加工品 機能建材
自 動 車 事 業	自動車事業	自動車部品関連事業
そ の 他	硝子製品事業	硝子製品等

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
十全株式会社	百万円 73	% 90.4	無機・有機薬品、農薬、薬剤、食品材料、食品添加物、産業資材等の販売
東京グラスロン株式会社	百万円 100	% 97.1	断熱・防音・吸音材、新建材、住宅関連機器、内外装資材等の販売
ソーケン株式会社	百万円 20	% 100.0	断熱材、新建材製品等の販売
株式会社明和セールス	百万円 50	% 100.0	硝子製品、陶磁器、雑貨の販売
明和産業（上海）有限公司	百万人民元 23	% 100.0	石油、化学品、合成樹脂、金属製品等の販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
クミ化成株式会社	百万円 373	% 40.2	自動車用内装部品の研究開発・製造・販売等
株式会社鈴裕化学	百万円 40	% 35.0	難燃剤の研究開発・製造

(注) クミ化成株式会社の出資比率は、ソーケン株式会社が保有する0.3%を含んでおります。

(8) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

① 当社

区分	名称	所在地
国内	本店	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	九州営業所	福岡県福岡市博多区
海外	北京駐在員事務所	中華人民共和国
	ソウル駐在員事務所	大韓民国

② 子会社

区分	会社名	所在地
国内	十全株式会社	東京都千代田区
	東京グラスロン株式会社	東京都千代田区
	ソーケン株式会社	大阪府豊中市
	株式会社明和セールス	東京都千代田区
海外	明和産業（上海）有限公司	中華人民共和国
	Meiwa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
	Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
	Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	タイ王国
	PT. Meiwa Trading Indonesia	インドネシア共和国

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
第一事業	67名 [3名]	8名増 [1名増]
第二事業	106名 [2名]	3名増 [増減なし]
第三事業	208名 [27名]	15名減 [9名増]
自動車事業	5名 [2名]	1名減 [1名増]
その他事業	10名 [11名]	6名減 [4名減]
全社 (共通)	77名 [7名]	4名減 [2名増]
合計	473名 [52名]	15名減 [9名増]

- (注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含み、海外の現地採用者131名を含む就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に所定労働時間換算による当年度末の人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
193名 [18名]	8名減 [4名増]	43.4才	15.5年	6,976千円

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含み、海外現地採用者6名を含む就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に所定労働時間換算による当年度末の人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、臨時従業員、海外の現地採用者、他社から当社への出向者を含んでおりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
三菱UFJ銀行(中国)有限公司	2,108百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,946百万円
株式会社みずほ銀行	473百万円
株式会社八十二銀行	215百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 41,780,000株 (自己株式16,773株を含む)
- (3) 株主数 4,425名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,806	33.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (三菱ケミカル株式会社 退職給付信託口)	4,079	9.77
A G C 株 式 会 社	3,849	9.22
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,710	4.10
東京海上日動火災保険株式会社	1,557	3.73
明治安田生命保険相互会社	1,463	3.51
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,425	3.41
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	956	2.29
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	840	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	709	1.70

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
3. 三菱ケミカル株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する三菱ケミカル株式会社退職給付信託口の株式に属する議決権行使に関する指図権を有しております。

3. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大友伸彦	社長
取締役	五十嵐章之	専務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長 十全株式会社 取締役 明和産業（上海）有限公司 董事 クミ化成株式会社 社外監査役
取締役	尾首貴士	常務執行役員 事業部門管掌 十全株式会社 取締役 明和産業（上海）有限公司 董事長
取締役	南敏文	弁護士
取締役	高橋健司	三菱商事株式会社 化学品グループ新規事業開発部長
取締役 (常勤監査等委員)	村上信夫	
取締役 (監査等委員)	鳥居真吾	三菱商事株式会社 化学品グループ管理部長 中央化学株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	室山敏	三菱ケミカル株式会社 監査役サポート室
取締役 (監査等委員)	菅秀章	AGC株式会社 化学品カンパニー 企画管理室長 伊勢化学工業株式会社 取締役

- (注) 1. 監査等委員でない取締役南敏文、高橋健司の両氏、監査等委員である取締役鳥居真吾、室山敏、菅秀章の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役南敏文氏、監査等委員である取締役菅秀章氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役鳥居真吾、菅秀章の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役村上信夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 監査等委員でない取締役高橋健司氏は、2019年3月31日に辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2018年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役の松井淳一、今野将人の両氏、監査等委員である取締役松前廣礼、宮崎淳の両氏は退任いたしました。2019年3月31日をもって、監査等委員でない取締役高橋健司氏は退任いたしました。

(3) 取締役を兼務しない執行役員

役名	氏名	職名
執行役員	藤井幸一	経営企画部長 兼 自動車事業部長
執行役員	渥美直人	第一事業部門長
執行役員	渋谷博之	第三事業部門長
執行役員	岡本一省	大阪支店長 兼 名古屋支店長

(4) 当事業年度に係る取締役報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	7名(3名)	99百万円(16百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	6名(4名)	41百万円(24百万円)
合計	13名(7名)	140百万円(40百万円)

- (注) 1. 2016年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の支給人数には、2018年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名及び監査等委員である取締役2名を含んでおります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員を除く社外取締役ならびに監査等委員である取締役全員と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、8百万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	南 敏 文	弁護士	取引その他の関係はありません。
	高 橋 健 司	三菱商事株式会社 化学品グループ新規事業開発 部長	当社と同一の部類であるとともに、主要株主であり、商品取引の関係があります。
取 締 役 (監査等委員)	鳥 居 真 吾	三菱商事株式会社 化学品グループ管理部長	当社と同一の部類であるとともに、主要株主であり、商品取引の関係があります。
		中央化学株式会社 監査役	商品取引の関係があります。
	室 山 敏	三菱ケミカル株式会社 監査役サポート室	商品取引の関係があります。
	菅 秀 章	AGC株式会社 化学品カンパニー 企画管理室長	商品取引の関係があります。
伊勢化学工業株式会社 取締役		商品取引の関係があります。	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	南 敏 文	当事業年度に開催した取締役会12回の全て(100%)に出席し、必要に応じ法曹界における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、経営全般に対して提言を行っております。
	高 橋 健 司	取締役就任後に開催した取締役会10回の全て(100%)に出席し、必要に応じ企業運営における経験と知見に基づいた専門的な見地から、適宜、意見を行っております。
取締役 (監査等委員)	鳥 居 真 吾	当事業年度に開催した取締役会12回の全て(100%)、監査等委員会7回の全て(100%)に出席し、必要に応じ、財務・会計部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、発言を行っております。
	室 山 敏	当事業年度に開催した取締役会12回の全て(100%)、監査等委員会7回の全て(100%)に出席し、企業運営における経験と知見に基づいた専門的な見地から、適宜、意見を行っております。
	菅 秀 章	取締役就任後に開催した取締役会10回の全て(100%)、監査等委員会7回の全て(100%)に出席し、必要に応じ、財務・会計部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	53百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画の内容、従前の監査の職務遂行状況、監査報酬の実績推移、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、明和産業（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した

場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ハに定める内部統制の体制の整備に関する基本方針を、次のとおり決議しております。

- ① **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - a. 取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定める。
 - b. コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行う。
 - c. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとする。
 - d. コンプライアンス担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により所管グループ各社を含め、実効性の確保に努める。
 - e. 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。
 - f. 反社会的勢力の排除を「役職員行動規範」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - a. 「文書取扱規定」に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
 - b. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書取扱規定」及び「文書保存基準」に基づき適正に保存・管理する。
 - c. 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報処理規定」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
 - d. 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - a. 職務遂行に伴うリスクについては、商品価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、与信リスク、リーガルリスク、情報管理リスク、自然災害リスクなど様々なリスクがあり、リスク毎に責任部署を定めて対応する。
 - b. 取引・信用管理・見越極度管理等については、リスク管理に関する規定を定める。

- c. 執行役員は各業務執行部門を指揮し、リスク区分に対応するコーポレート部門の各部との連携を保ち社内諸規定を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。
 - d. 事業部門は、諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。権限を越える職務を行う場合は、経営会議もしくは取締役会による決裁を要し、承認された職務の遂行に係るリスクを管理する。
 - e. コーポレート部門は、リスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
 - f. 監査部は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査するための監査計画、及びその結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- a. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - b. 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から執行役員、部門長、支店長等によって構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。
 - c. 定款において取締役会での決議の省略（書面決議）を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
 - d. 職務執行に係る権限の委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- a. 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。
 - b. 使用人は「コンプライアンス基本規定」により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、業務執行部門の責任者に報告するものとする。
 - c. コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者の匿名性を担保するとともに不利益を蒙らない仕組みとする。
 - d. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ⑥ **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- a. 子会社の管理は、「事業投資管理規定」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
 - ・子会社の管理責任は事業を所管する部門長、事業部長、部長（以下「部門長等」という。）が負い、部門長等が指名する者が子会社の経営に遺漏のない管理を行う。
 - ・子会社を所管する部門、事業部、部（以下「部門等」という。）は、会議への出席等を通じて経営戦略について情報の共有と連携を図る。

- ・子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに所管部門長等へ報告を行う。
 - ・子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果について所管部門長等、コーポレート部門長等に報告する。
 - ・所管部門等は子会社の重要事項を所管部門長等に報告・経伺し審議を行う。特に重要な事項については経営会議もしくは取締役会において審議を行う。
- b. 当社の「役職員行動規範」に準じ、各子会社の特性を踏まえた自社の「役職員行動規範」の策定を指導し、コンプライアンスの徹底を図る。
- c. 監査部は子会社の内部統制の有効性を監査するための監査計画、及びその結果を社長及び監査等委員会ならびに各業務執行部門の責任者に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告する。
- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項**
- a. 代表取締役は、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）を配置する。
- b. 補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤の監査等委員と協議のうえ決定する。
- c. 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会または常勤の監査等委員と事前協議のうえ実施する。
- ⑧ **監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- a. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議のほか全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- b. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な書類については、速やかに監査等委員会に提出する。
- c. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
- d. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- e. 子会社の役職員が、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
- f. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ執行役員及び使用人との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- g. 執行役員及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- h. 監査等委員会は、執行役員による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受け

ることができる。

- i. 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

代表取締役は、監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a. 代表取締役は「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- b. 監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査部に監査の指示を行うことができる。
- c. 監査等委員会は、コーポレート部門、その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。
- d. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました運用状況の概要は以下のとおりです。

① **コンプライアンス**

代表取締役やコンプライアンス担当取締役等により構成するコンプライアンス委員会が、コンプライアンス関連規定の整備、内部通報窓口の設置・運用、教育啓蒙活動（研修、eラーニング、情報提供など）を主導し、継続的に実施しています。

また、各部門にコンプライアンス推進担当者を任命し、グループ内研修の実施や日常の業務を通してコンプライアンス体制の整備を図りました。

② **リスク管理**

取締役は、各業務執行部門を指揮し、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し適切な管理に努め、特に与信管理については、経営会議への付議等により、リスクの回避・防止を図りました。

監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告し、重要な事項については経営会議や取締役会へ報告を行いました。

③ **子会社の管理**

事業投資管理規定に定めた事項について、子会社を所管する部門より当社の経営会議に付議・報告が行われ、特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議・報告が行われております。

監査部は、子会社の内部統制の有効性を監査し、社長及び常勤監査等委員に対して結果報告を行いました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員会が決定した監査計画に基づき、経営会議など重要会議への出席、支店往査、事業部門・コーポレート部門のヒアリング及び子会社調査等を行ったほか、子会社・関連会社の監査役との連絡会議の開催などを行いました。

会計監査人に対しては、監査の独立性と適正性を監視し、監査計画・会計監査結果の報告を受け情報交換・意見交換を

行いました。監査部とは、定期的及び必要の都度、相互に情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図りました。

⑤ 内部統制に対する取り組み

2018年4月1日に全面的に組織を改訂したことに伴い、同日付けで内部統制基本方針を改訂し、内部統制の体制整備を図りました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない

ものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

以上

(表示単位)

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率については、四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
		百万円			百万円
流 動 資 産		54,838	流 動 負 債		34,831
現金及び預金		4,409	支払手形及び買掛金		28,380
受取手形及び売掛金		42,904	短期借入金		4,622
商 品		6,885	1年内返済予定の長期借入金		133
そ の 他		812	未払法人税等		539
貸倒引当金		△173	賞与引当金		603
固 定 資 産		17,312	そ の 他		552
有 形 固 定 資 産		696	固 定 負 債		4,041
建物及び構築物		299	長期借入金		522
機械装置及び運搬具		164	繰延税金負債		1,306
工具、器具及び備品		22	役員退職慰労引当金		21
土 地		193	退職給付に係る負債		1,042
建設仮勘定		17	そ の 他		1,149
無 形 固 定 資 産		141	負 債 合 計		38,873
ソフトウェア		124			
そ の 他		16	純 資 産 の 部		
投資その他の資産		16,475	株 主 資 本		30,070
投資有価証券		15,494	資 本 金		4,024
長期貸付金		17	資 本 剰 余 金		2,761
繰延税金資産		61	利 益 剰 余 金		23,288
そ の 他		1,016	自 己 株 式		△4
貸倒引当金		△115	その他の包括利益累計額		2,963
資 産 合 計		72,150	その他有価証券評価差額金		3,157
			繰延ヘッジ損益		△2
			為替換算調整勘定		282
			退職給付に係る調整累計額		△473
			非支配株主持分		244
			純 資 産 合 計		33,277
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		72,150

連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

科 目		金 額
		百万円
売上	高価	154,604
売上	原価	143,333
売上	総利	11,270
販売費	一般管	8,634
営業	理費	2,636
営業	外収	
受取配当	金	296
持分法による	投資	556
その	の	155
営業	外	
支払	利	152
手形	売却	65
為替	差	113
その	の	55
経常	利	
特別	益	3,256
固定	資産	
売却	益	50
特別	損	
固定	資産	
除却	損失	13
減損	損失	23
投資	有価	
証券	評価	71
その	の	3
税金	調整	
前	当期	
純	利益	3,194
法人	税、	
住民	税及	
び	事業	
税	額	963
法人	税	
等	調整	△60
額		903
当期	純	
利	益	2,290
非	支配	
株	主に	
帰	属す	
る	当期	
純	利益	23
親	会社	
株	主に	
帰	属す	
る	当期	
純	利益	2,267

計算書類

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		百万円 36,900	流 動 負 債		百万円 24,900
現 金 及 び 預 金		2,827	支 払 手 形		595
受 取 手 形		6,695	電 子 記 録 債 務		2,559
電 子 記 録 債 権		2,507	買 掛 金		17,333
売 掛 金		20,075	短 期 借 入 金		3,294
商 未 着 商 品		3,593	1年内返済予定の長期借入金		100
前 払 費 用		507	未 払 金		110
前 払 費 用		29	未 払 法 人 税		76
そ の 他 の 金		3	前 受 り 当 金		344
貸 倒 引 当 金		999	預 賞 与 引 当 金		13
固 定 資 産		△339	そ の 他 の 金		23
有 形 固 定 資 産		9,047	固 定 負 債		436
建 築 物		220	長 期 借 入 金		12
機 械 及 び 装 置		52	繰 延 税 金 負 債		2,527
車 両 運 搬 具		9	退 職 給 付 引 当 金		500
工 具、器 具 及 び 備 品		148	そ の 他 の 金		683
土 地		0	負 債 合 計		278
建 設 仮 勘 定		6			1,065
無 形 固 定 資 産		92	純 資 産 の 部		27,428
ソ フ ト ウ エ ア		88	株 主 資 本		15,822
そ の 他 の 金		3	資 本 金		4,024
投 資 其 他 の 資 産		8,734	資 本 剰 余 金		2,761
投 資 有 価 証 券		6,327	資 本 準 備 金		2,761
関 係 会 社 株 式		1,160	利 益 剰 余 金		9,040
出 資 金		233	利 益 準 備 金		337
関 係 会 社 出 資 金		473	そ の 他 利 益 剰 余 金		8,702
長 期 貸 付 金		11	繰 越 利 益 剰 余 金		8,702
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金		2	自 己 株 式		△4
破 産 更 生 債 権 等		95	評 価 ・ 換 算 差 額 等		2,697
長 期 前 払 費 用		0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		2,699
そ の 他 の 金		525	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		△2
貸 倒 引 当 金		△96	純 資 産 合 計		18,519
資 産 合 計		45,947	負 債 及 び 純 資 産 合 計		45,947

損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

科 目		金 額
		百万円
売 上	高 価	105,941
売 上	原 価	100,274
売 上	総 利 益	5,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益	4,630
営 業 外 収 益	益	1,036
受 取 配 当 金	他	782
そ の 外 費 用		55
支 払 利 息		97
売 上 割 引		24
為 替 差 損		40
外 国 源 泉 税		27
そ の 他		8
経 常 利 益		1,675
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		1
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損		71
そ の 他		3
税 引 前 当 期 純 利 益		1,601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		487
法 人 税 等 調 整 額		△59
当 期 純 利 益		1,173

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 早川 英 孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西川 福 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 早川 英孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西川 福之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）を重点監査項目と設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また企業集団における内部統制システムについては、必要に応じて子会社の取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門との連携の上、重要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。なおコーポレートガバナンス強化の観点から、今後も企業集団として継続的な内部統制システムの整備・運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行って参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

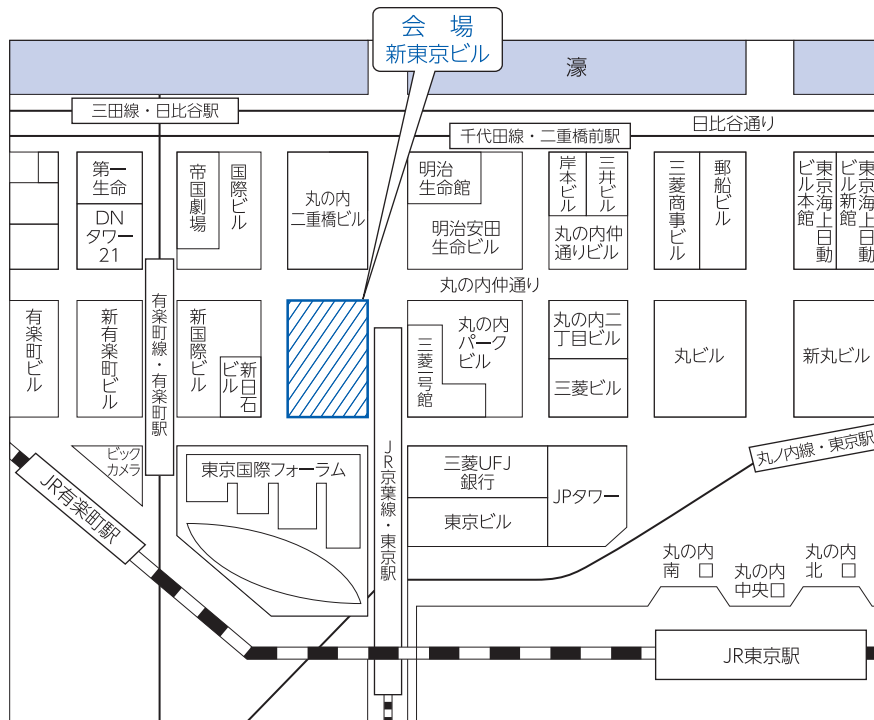
明和産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	村	上	信	夫	Ⓔ
社外監査等委員	鳥	居	真	吾	Ⓔ
	室	山		敏	Ⓔ
	菅		秀	章	Ⓔ

〈× 毛 欄〉

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
 新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）



● J R

- ・「有楽町」駅より徒歩5分（国際フォーラム口）
- ・「東京」駅より徒歩7分（丸の内南口）

● 地下鉄

- ・有楽町線「有楽町」駅より徒歩5分（D5出口）
- ・日比谷線「日比谷」駅より徒歩7分（A3出口）
- ・千代田線「二重橋前」駅より徒歩3分（B7出口）
- ・三田線「日比谷」駅より徒歩5分（B4出口）

※ J Rは改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。
 駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。

注) 株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。